

# 令和7年度 第1回 沖縄県食品の安全安心懇話会

日時：令和7年6月10日（火）14：00～15：00

場所：県庁6階 第1特別会議室

## ～ 議 事 次 第 ～

### 1 保健医療介護部 保健衛生統括監あいさつ

### 2 議事内容

- (1) 沖縄県食品の安全安心推進計画の概要説明
- (2) 第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和6年度  
実施状況報告・第4期終期まとめ

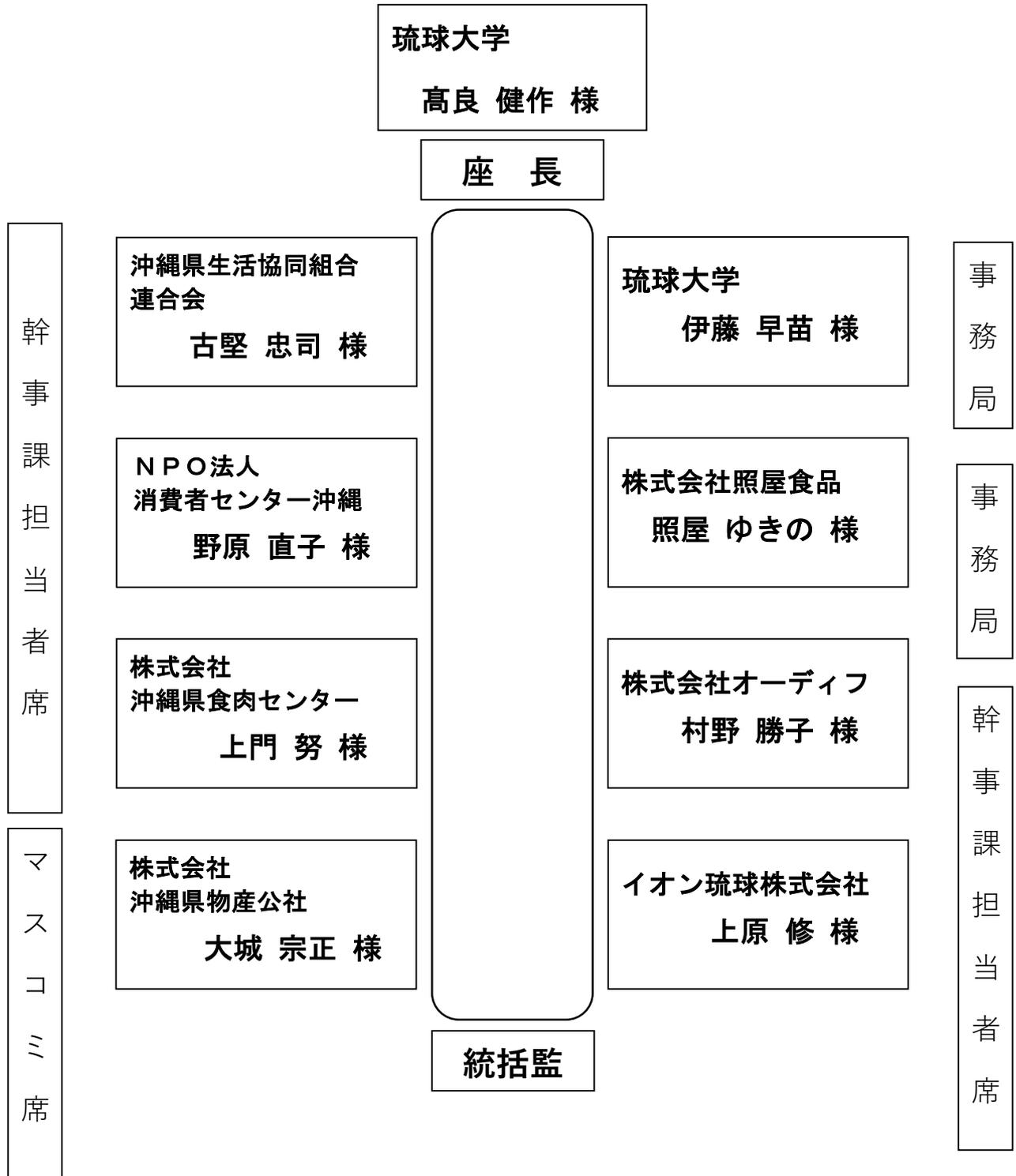
### 【配付資料】

- 1 次 第 沖縄県食品の安全安心推進計画の概要説明等
- 2 資料1（P1） 第4期沖縄県食品の安全安心推進計画  
令和6年度実施状況  
資料2（P21） 第4期推進計画終期まとめ  
資料3（P23） 令和7年度各種関連会議等予定表
- 3 冊 子 第4期沖縄県食品の安全安心推進計画 概要版

令和7年度第1回 沖縄県食品の安全安心懇話会 配席図

日時：令和7年6月10日（水）14：00～15：00

場所：県庁6階 第1特別会議室



# 食品の安全安心確保に関する推進体制の概要

## 1 食品安全基本法

国内外における牛海綿状脳症の発生や輸入野菜の残留農薬問題等、食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生を背景に、食品の安全性の確保に関して、国民の健康保護が最も重要であること等を基本理念として定めた「食品安全基本法」が、平成15年7月に施行された。

食品安全基本法では、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割が明確化され、リスク評価（食品健康影響評価）とリスク管理（リスク評価に基づく施策の策定）、リスクコミュニケーション（関係者相互間の意見・情報の交換）の促進等を基本的な方針として定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとされる。

## 2 沖縄県の取り組み

食品安全基本法第7条において地方公共団体は、「食品の安全性の確保に関し、地方公共団体の区域の社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されていることから、沖縄県においても全庁的に各種施策を展開している。

### 【食品安全基本法施行後の取り組み】

平成16年1月	沖縄県食品の安全安心推進本部設置 (沖縄県食品の安全・安心推進本部設置要綱策定、本部長：県知事)
平成16年8月	沖縄県食の安全・安心懇話会設置(沖縄県食の安全安心懇話会設置要綱策定)
平成17年3月	沖縄県食の安全・安心確保基本方針策定
平成18年9月	沖縄県食の安全・安心行動計画の策定(平成18～20年度の3年計画)
平成19年7月	沖縄県食品の安全安心確保に関する条例制定
平成20年8月	沖縄県食品の安全安心推進本部設置規定策定(本部長：副知事)
平成21年4月	沖縄県食品の安全安心推進計画(平成21～23年度の3年計画)
平成23年4月	沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱の策定
平成24年4月	第2期沖縄県食品の安全安心推進計画(平成24～26年度の3年計画)
平成26年7月～平成27年3月	第3期沖縄県食品の安全安心推進計画案策定
平成27年4月	第3期沖縄県食品の安全安心推進計画(平成27～31年度の5年計画)
令和2年4月	第4期沖縄県食品の安全安心推進計画(令和2～6年度の5年計画)
令和7年4月	第5期沖縄県食品の安全安心推進計画(令和7～11年度の5年計画)

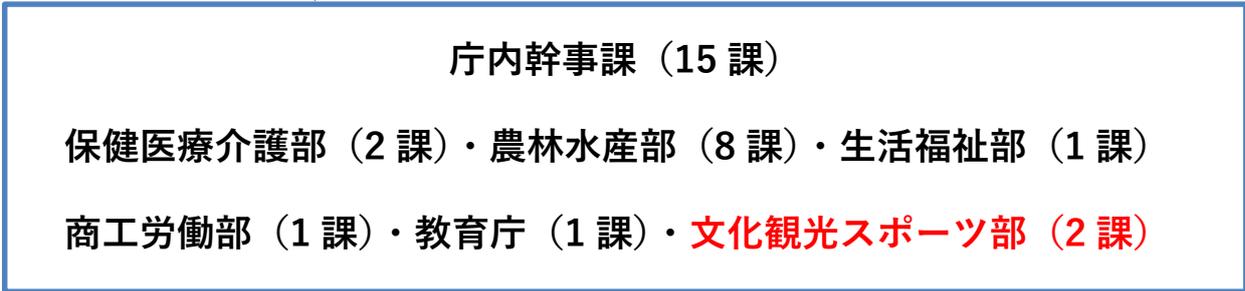
## 3 推進体制について

沖縄県では、食品の安全安心に関して全庁的に取り組むため、副知事を本部長とする「沖縄県食品の安全安心推進本部」を設置すると共に、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取するため、保健医療介護部長が主催する「沖縄県食品の安全安心懇話会」を設置している。各施策は15課で計52項目の施策を実施し、食品の安全安心確保対策を推進している。

# 食品の安全安心確保について

食品安全基本法（H15年7月施行）

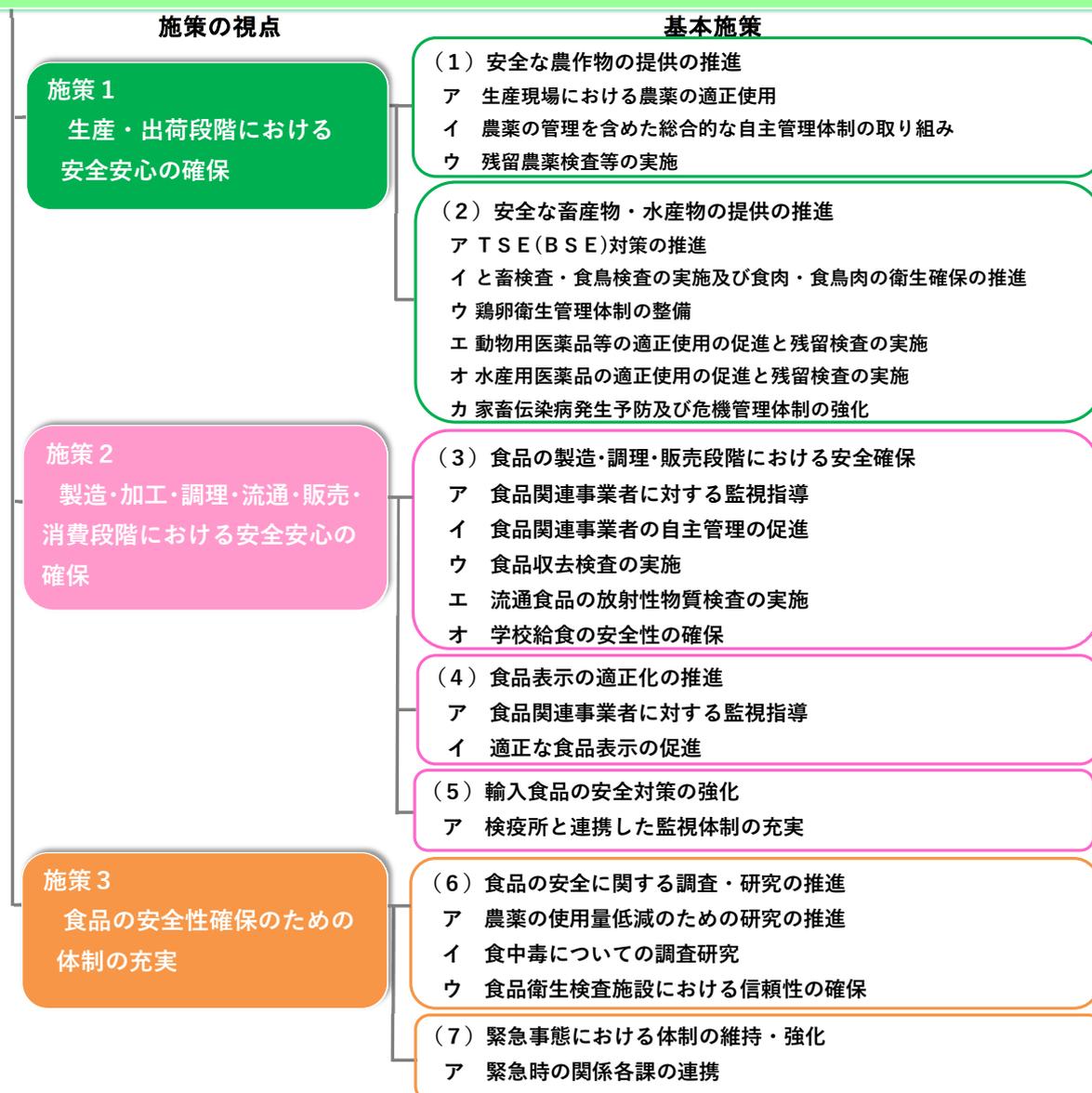
沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例（H19年7月施行）



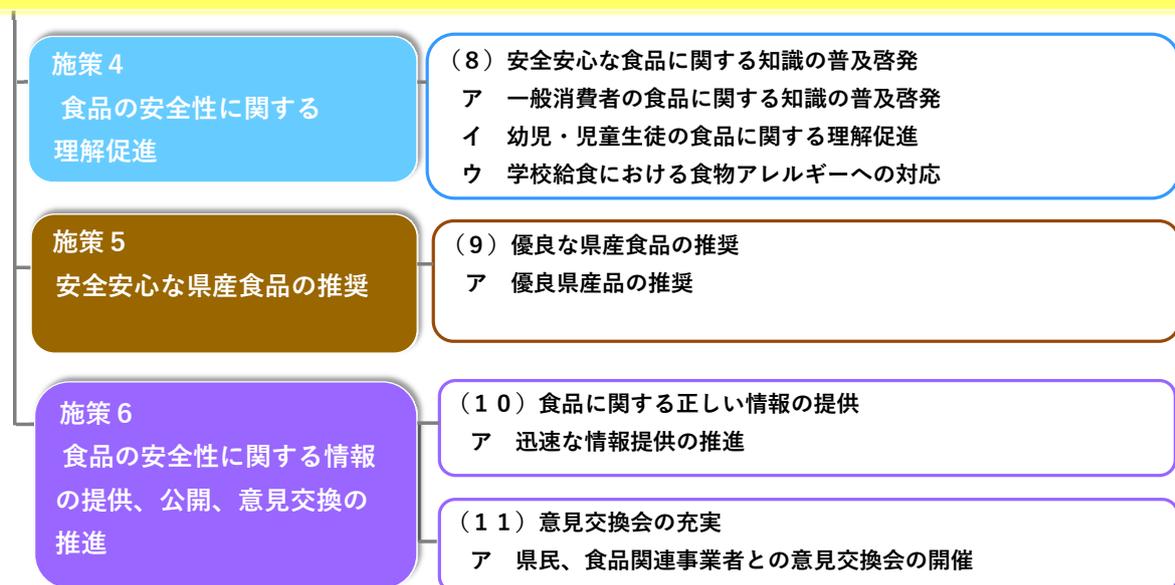
食品の安全・安心確保対策の推進

## 第4期推進計画体系図

### 施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保



### 施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供



## 沖縄県食品の安全安心懇話会構成員名簿

(就任予定期間：令和7年6月1日から令和9年5月31日)

構成員区分	氏名	所属・役職	推薦課
(1)消費者	ふるげん たちし 古堅 忠司	沖縄県生活協同組合連合会 代表理事	生活安全安心課
	のほら なおこ 野原 直子	NPO法人消費者センター沖縄 理事	生活安全安心課
(2)生産者	しろま けんじ 城間 健二	沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）農業振興本部ファーマーズ推進部部長	流通・加工推進課
	うえじょう つとむ 上門 努	株式会社沖縄県食肉センター 総務部兼営業部部長	畜産課
(3)流通業者	おおしろ そうせい 大城 宗正	株式会社沖縄県物産公社 執行役員 店舗事業部長	グローバルマーケット戦略課
	うえはら おさむ 上原 修	イオン琉球株式会社 取締役 商品本部長	グローバルマーケット戦略課
(4)食品営業者	むらの かつこ 村野 勝子	株式会社オーディフ 代表取締役社長	薬務生活衛生課
	てるや ゆきの 照屋 ゆきの	株式会社照屋食品 代表取締役社長	薬務生活衛生課
(5)学識経験者	たから けんさく 高良 健作	国立大学法人琉球大学 農学部教授	薬務生活衛生課
	いとう きなえ 伊藤 早苗	国立大学法人琉球大学 医学部准教授	薬務生活衛生課

## 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」

(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関すること
- (2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関すること
- (3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関すること

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に係る団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 流通業者
- (4) 食品営業者
- (5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療介護部長が召集する。

2 保健医療介護部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療介護部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。
- 2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成16年8月30日福祉保健部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。